

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

告示

- 特定非営利活動法人設立の認証の申請 (生活振興課) 一一
- 土地改良区が行う土地改良事業の廃止の認可 (土地改良指導課) 一三
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一三
- 土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定 (土地改良指導課) 一三
- 知事権限に係る保安林の指定 (治山課) 一三
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一三
- 土地収用法による事業の認定 (建設部総務課) 一四
- 道路の区域の決定 (道路整備課) 一四
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 一四
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 一五
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 一五
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (河川課) 一五
- 公有水面の埋立ての免許 (砂防災害課) 一五
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 一七
- 市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一九
- 市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一九
- 都市計画事業の認可 (都市環境課) 一九
- 北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(二件) (経理課) 二〇

公表

- 知事表彰の受賞者 (人事課) 一一
- 二級河川折川等河川整備方針 (河川課) 一一
- 二級河川勝納川河川整備方針 (河川課) 一一
- 二級河川美国川河川整備方針 (河川課) 一一
- 二級河川波恵川河川整備方針 (河川課) 一一
- 二級河川乳呑川河川整備方針 (河川課) 一一
- 二級河川上古丹川河川整備方針 (河川課) 一一

支庁告示

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 一一

支庁公告

- 軽油引取税免税証の亡失の届出 (札幌医科大学告示) 一一
- 特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告 (道札幌中央道税事務所公告) 一一
- 軽油引取税免税証の亡失の届出 (道立アイヌ民族文化研究センター告示) 一四

道立アイヌ民族文化研究センター告示

- 一般競争入札(物品の賃借)の資格に関する公示 一四
- 一般競争入札(物品の賃借)の実施 一五
- 一般競争入札の資格に関する公示 一六
- 一般競争入札の実施 一七

道旭川土木現業所告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 一八

道教育庁十勝教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 二〇

告示

北海道告示第1179号
 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。
 平成13年7月6日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成13年6月4日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 足揉み健康研究会
- (3) 代表者の氏名 鈴木ひろ子
- (4) 主たる事務所の所在地 釧路市星が浦大通4丁目4番115号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、自分の健康は自分で守る、と考える人々と共に、足揉みによる健康づくりに係る事業を企画・実施することにより地域住民の健康増進に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成13年6月4日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 エヌニコ
- (3) 代表者の氏名 蘆田 科子

第1277号

報 公 報 北 興

<p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北8条西6丁目2番23号 キヤピタルクラーク802号室</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、日本語を母国語としない人々と医療機関とのスムーズなコミュニケーションをサポートすること、及び、民族文化を紹介することで隣国の人々と地域の人々との心の交流をはかることを目的とする。</p>	<p>ひ集約活動を行い、市民を主体としたまちづくりの推進を図ることを目的とする。</p>
<p>3(1) 申請のあった年月日 平成13年6月7日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 権利擁護市民福祉オンブズマン機構・北海道</p> <p>(3) 代表者の氏名 込町 賢治</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市西区琴似1条6丁目1番30号 サンシャイン琴似102</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、福祉サービスの利用者の人権を守るために、福祉サービスを提供する事業者と利用者の間において、その関係を円滑良好なものにする活動を行い、事業者と利用者の対等な関係を確立することによって、高齢者や障害者の福祉の増進と、その人権擁護に寄与することを目的とする。</p>	<p>6(1) 申請のあった年月日 平成13年6月14日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 薬用草木家庭栽培会</p> <p>(3) 代表者の氏名 清水 昭</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北21条西15丁目1番1-406号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、家族の健康管理者である主婦を中心とした家族全員を対象に、現在常食している野菜、果実が、実際は、薬用草木の一部であるとの認識の周知を図り、薬用草木の中には、より美味でかつ栄養価の高い品種が、手つかずのまま、まだ多数存在している事実を広報し、食卓への採用を呼びかけるものとする。次いで、自庭、テラス、室内及び共同菜園での自家栽培を通じ、容易にその作物を採取し、自家活用できるよう、啓発と実務相談事業を促進するものとし、もって、保健の増進、ならびに、社会教育の推進に寄与することを目的とする。</p>
<p>4(1) 申請のあった年月日 平成13年6月7日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 いけだケアセンター</p> <p>(3) 代表者の氏名 関 夕子</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 中川郡池田町字旭町5丁目10番地の2</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、「ゆっくり、いっしょに、楽しく」をモットーに痴呆性老人グループホーム運営を軸に、住なれた町で自分らしく暮らしていくことができる地域介護福祉に寄与することを目的とする。</p>	<p>7(1) 申請のあった年月日 平成13年6月15日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 北海道ツーリズム△協会</p> <p>(3) 代表者の氏名 中野 一成</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 河東郡鹿追町瓜幕東2丁目9番地</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、鹿追町及び北海道における地域づくりを中心とした体験・交流型観光など、ツーリズムのあり方の研究・開発を行うとともに、ツーリズムの担い手・地域づくりの担い手を育成する事業を行い、もって鹿追町及び北海道の農山村の活性化・地域の文化の創造に寄与することを目的とする。</p>
<p>5(1) 申請のあった年月日 平成13年6月12日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 宗谷ルンブルン倶楽部</p> <p>(3) 代表者の氏名 菅原 貴</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 稚内市緑6丁目16番9号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、市民自らがまちづくり活動に参画する意識と行動並びに社会機運を醸成するために啓発活動、調査及び研究活動、実践活動、支援活動、情報発信及</p>	<p>8(1) 申請のあった年月日 平成13年6月19日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 景観プロジェクト</p> <p>(3) 代表者の氏名 勇田 常夫</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南7条西24丁目4番 カルム円山C-3</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、北海道の風土にふさわしい景観形成の</p>

支援を図ることにより、住民主体のまちづくり・さつくりに貢献し、環境と共生した持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

- 9(1) 申請のあった年月日 平成13年6月19日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 江別手をつなぐ育成会
- (3) 代表者の氏名 大木 永司
- (4) 主たる事務所の所在地 江別市大麻高町3番地の3
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者（児）の権利擁護と社会自立促進のため、地域生活支援シニアムの構築と運営及び日常生活支援活動等福祉の増進に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成13年6月19日

- (2) 特定非営利活動法人の名称 ケアサポートおたる
- (3) 代表者の氏名 東谷 規克
- (4) 主たる事務所の所在地 小樽市高島4丁目10番6号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、介護、介助、自立支援のためのホームヘルプ活動や福祉活動を行い、地域介護福祉の充実を目的とする。

北海道告示第1180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成13年6月28日、本別町土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の廃止を認可した。

平成13年7月6日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1181号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年7月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月6日

北海道知事 堀 達也

地区名 事業の種類 縦覧場所

彦 農免農道整備 北海道渡島支庁

豊 郷 畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農道用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良） 北海道日高支庁

北海道告示第1182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、広尾町の行う土地改良（築古地区基盤整備促進 [基盤整備]（農業用排水、農道、客土））事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成13年7月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月6日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1183号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年7月6日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字トソナイ850・851（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定の作業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1184号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年7月6日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所在 上磯郡知内町字重内64の1070 場所
- 2 保安林として指定され 風害の防備 たる目的
- 3 解除の理由 農道用地とするため

北海道告示第1185号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成13年7月6日

- 1 起業者の名称 妹背牛町 北海道知事 堀 達 也
- 2 事業の種類 妹背牛町アイサーピスセンター居住部門整備事業
- 3 起 業 地
- (1) 収用の部分 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛地内
- (2) 使用の部分 なし
- 4 起業地を表示する 妹背牛町役場 図面の縦覧場所

北海道告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決

道路の種類	道 道	変更前	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	夕張長沼線	変更前後の別	18.18mから 18.18mまで	350.00m	—	北海道札幌土木現業所
	夕張郡由仁町熊本422番2地先から	前	18.18mから	350.00m	—	
	夕張郡由仁町熊本413番2地先まで	後	18.18mから	—	—	
		後	9.00mから	359.10m	—	
		後	29.00mまで	—	—	
		後	14.80mから	73.32m	—	北海道網走土木現業所
		前	25.20mまで	—	—	
		後	18.51mから	88.88m	—	
		後	54.20mまで	—	—	

定した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年7月6日

- 1 道路の種類 道 道
- 2 路 線 名 道軽安国線
- 3 道路の区域

間 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
紋別郡遠軽町東町4丁目3番1地先か 14.10mから 3,734.24m
ら紋別郡遠軽町字豊里414番1地先まで 35.66mまで

北海道告示第1187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年7月6日

北海道知事 堀 達 也

シラトリヌツワ滝ノ上原野線	紋別郡滝上町18番3地先から紋別郡滝上町2番3地先	前	14.54mから14.76mまで	116.56m	同道士別滝の上線における7.27mの間	同
杵形仙法志鷺泊線	利尻郡利尻町字蘭泊28番1地先から利尻郡利尻町字蘭泊30番1地先まで	後	16.00mから22.20mまで	117.54m	同道士別滝の上線における13.82mの間	同
		前	20.00mから29.50mまで	115.50m		北海道稚内土木現業所
		後	20.00mから29.50mまで	115.50m		
		後	21.00mから28.00mまで	115.50m		

北海道告示第1188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月6日	北海道知事 堀 達也		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	堀 達也
道道 江別恵庭線	江別市東野幌521番3地先から江別市東野幌520番4地先まで	平成13.7.6	

北海道告示第1189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月6日	北海道知事 堀 達也			
1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達也		
2 路 線 名	北清水清水線			
3 道路の区域	変更に後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	上川郡清水町字清水第7線106番1地先から上川郡清水町字清水第5線86番1地先まで	27.10mから27.90mまで	2,202.30m	—

北海道告示第1190号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成13年7月6日	北海道知事 堀 達也	
1 河 川 の 名 称	二級河川長流川水系仕警川	北海道知事 堀 達也
2 廃川敷地等が生じた年月日	平成13年7月6日	
3 廃川敷地等の位置	左岸 有珠郡仕警町字滝之町283番12地先から同字283番40地先まで	
4 廃川敷地等の種類及び数量	右岸 有珠郡仕警町字滝之町288番14地先から同字273番1地先まで及び同字274番3地先から同字247番21地先まで	
	土地 2,945.40m ²	

北海道告示第1191号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許をした。平成13年7月6日

北海道知事 堀 達也

008、X = - 197.094.565、Y = - 35.744.439) から方向角199度 43分30秒の方向127.56mの地点	ア 位 区 域	積丹郡積丹町大字日司町字日司564番地先の公有水面
Bの地点 Aの地点から方向角244度00分52秒の方向4.46mの地点	イ 区 域	次の37の地点と51の地点とを結んだ線、51の地点と52の地点とを結んだ線、52の地点と38の地点とを結んだ線、38の地点から46の地点までを順次に結んだ線、46の地点と8の地点とを結んだ線、8の地点から13の地点までを順次に結んだ線、13の地点と13-1の地点とを結んだ線、13-1の地点と49の地点とを結んだ線、49の地点と50の地点とを結んだ線、50の地点と28の地点とを結んだ線、28の地点から36の地点までを順次に結んだ線及び37の地点と36の地点とを結んだ線によって囲まれた区域。ただし、55の地点から59の地点までを順次に結んだ線及び55の地点と59の地点とを結んだ線によって囲まれた区域並びに60の地点から67の地点までを順次に結んだ線及び60の地点と67の地点とを結んだ線によって囲まれた区域を除く。
Cの地点 Bの地点から方向角153度49分41秒の方向9.45mの地点		
Dの地点 Cの地点から方向角114度06分27秒の方向18.15mの地点		
Eの地点 Dの地点から方向角243度58分54秒の方向24.88mの地点		
Fの地点 Eの地点から方向角223度02分58秒の方向18.84mの地点		
Gの地点 Fの地点から方向角239度14分38秒の方向38.83mの地点		
Hの地点 Gの地点から方向角335度59分32秒の方向123.94mの地点		
Iの地点 Hの地点から方向角348度02分36秒の方向20.50mの地点		
Jの地点 Iの地点から方向角333度23分33秒の方向48.29mの地点		
Kの地点 Jの地点から方向角309度26分44秒の方向12.22mの地点		
Lの地点 Kの地点から方向角16度52分44秒の方向27.04mの地点		
Mの地点 Lの地点から方向角116度21分57秒の方向1.28mの地点		
Nの地点 Mの地点から方向角26度22分01秒の方向2.20mの地点		
Oの地点 Nの地点から方向角116度21分53秒の方向13.93mの地点		
Pの地点 Oの地点から方向角64度00分48秒の方向9.48mの地点		
Qの地点 Pの地点から方向角116度21分57秒の方向54.41mの地点		
Rの地点 Qの地点から方向角63度50分21秒の方向1.45mの地点		
Sの地点 Rの地点から方向角153度58分04秒の方向115.24mの地点		
Tの地点 Sの地点から方向角244度00分28秒の方向3.40mの地点		
ウ 面 積 14,224.20㎡	37の地点	漁港原点三級基準点No. 6の地点(北緯43度21分16秒東経140度28分05秒、X = - 71,676.049 Y = 17,678.599)から方向角347度45分29秒の方向144.61mの地点
(5) 埋立地の用途 漁港施設用地	51の地点	37の地点から方向角90度03分12秒の方向13.98mの地点
	52の地点	51の地点から方向角349度48分25秒の方向2.38mの地点
	38の地点	52の地点から方向角79度47分56秒の方向60.65mの地点
	39の地点	38の地点から方向角308度54分57秒の方向11.43mの地点
	40の地点	39の地点から方向角15度40分38秒の方向5.19mの地点
	41の地点	40の地点から方向角42度38分59秒の方向6.79mの地点
	42の地点	41の地点から方向角302度41分49秒の方向9.26mの地点
	43の地点	42の地点から方向角348度43分07秒の方向10.19mの地点
	44の地点	43の地点から方向角30度08分49秒の方向11.56mの地点
	45の地点	44の地点から方向角14度23分30秒の方向25.80mの地点
	46の地点	45の地点から方向角54度29分50秒の方向5.73mの地点
	8の地点	46の地点から方向角5度13分05秒の方向0.88mの地点
	9の地点	8の地点から方向角12度59分21秒の方向20.17mの地点
	10の地点	9の地点から方向角19度43分10秒の方向20.11mの地点
	11の地点	10の地点から方向角22度22分46秒の方向8.37mの地点

北海道告示第1192号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成13年7月6日

北海道知事 堀 達也

1(1) しゅん功認可の年月日 平成13年6月28日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア氏名又は名称 北海道

イ住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋立 区 域

12の地点	11の地点から方向角327度57分44秒の方向16.56mの地点	<p>地点とを結んだ線及び1の地点と54の地点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>漁港原点三級基準点No. 6の地点 (北緯43度21分16秒 東経140度28分05秒、X = - 71.676.049 Y = 17.678.599) から方向角0度29分17秒の方向96.61mの地点</p> <p>1の地点から方向角79度17分00秒の方向11.98mの地点</p> <p>53の地点から方向角335度30分42秒の方向24.06mの地点</p> <p>イ 区 域 13,775.55m²</p> <p>ウ 区 域 140.02m²</p> <p>計 13,915.57m²</p>
13の地点	12の地点から方向角0度01分56秒の方向61.49mの地点	
13 - 1の地点	13の地点から方向角315度01分57秒の方向2.49mの地点	
49の地点	13 - 1の地点から方向角225度02分45秒の方向2.64mの地点	
50の地点	49の地点から方向角270度01分56秒の方向75.00mの地点	
28の地点	50の地点から方向角180度01分44秒の方向7.89mの地点	
29の地点	28の地点から方向角89度57分55秒の方向4.96mの地点	
30の地点	29の地点から方向角0度07分06秒の方向0.48mの地点	
31の地点	30の地点から方向角90度01分52秒の方向11.03mの地点	
32の地点	31の地点から方向角180度01分57秒の方向93.55mの地点	
33の地点	32の地点から方向角270度19分07秒の方向16.00mの地点	
34の地点	33の地点から方向角180度01分22秒の方向75.40mの地点	
35の地点	34の地点から方向角270度01分28秒の方向30.50mの地点	
36の地点	35の地点から方向角180度01分23秒の方向29.97mの地点	
55の地点	漁港原点三級基準点No. 6の地点 (北緯43度21分16秒 東経140度28分05秒、X = - 71.676.049 Y = 17.678.599) から方向角8度26分32秒の方向229.07mの地点	<p>2(1) シゅん功認可の年月日 平成13年6月28日</p> <p>(2) シゅん功認可を受けた者 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也</p> <p>(3) 埋立区域 浦河郡浦河町萩伏町874番地先の公有水面</p> <p>次の1の地点から5の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と5の地点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>漁伏漁港漁港原点 (北緯42度11分51秒5761 東経142度39分50秒5417、X = - 200.105.358 Y = 34.189.602) から方向角171度04分55秒の方向168.15mの地点</p> <p>1の地点から方向角49度16分26秒の方向1.99mの地点</p> <p>2の地点から方向角138度47分04秒の方向52.80mの地点</p> <p>3の地点から方向角139度23分08秒の方向37.95mの地点</p> <p>4の地点から方向角228度48分02秒の方向2.39mの地点</p> <p>209.38m²</p> <p>平成11年10月7日</p> <p>砂防第25 - 15号指令</p>
56の地点	55の地点から方向角90度02分01秒の方向3.40mの地点	
57の地点	56の地点から方向角44度27分01秒の方向7.00mの地点	
58の地点	57の地点から方向角26度35分50秒の方向5.59mの地点	
59の地点	58の地点から方向角270度01分23秒の方向2.50mの地点	
60の地点	漁港原点三級基準点No. 6の地点 (北緯43度21分16秒 東経140度28分05秒、X = - 71.676.049 Y = 17.678.599) から方向角5度10分05秒の方向272.92mの地点	
61の地点	60の地点から方向角146度20分23秒の方向18.02mの地点	
62の地点	61の地点から方向角119度38分05秒の方向10.12mの地点	
63の地点	62の地点から方向角90度02分00秒の方向6.90mの地点	
64の地点	63の地点から方向角323度31分28秒の方向6.22mの地点	
65の地点	64の地点から方向角300度29分58秒の方向9.86mの地点	
66の地点	65の地点から方向角18度48分44秒の方向5.28mの地点	
67の地点	66の地点から方向角310度47分43秒の方向7.65mの地点	
口 区 域	次の1の地点と53の地点とを結んだ線、53の地点と54の	<p>ウ 面 種</p> <p>(4) 免許年月日及び番号</p>

(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 浦河町

3(1) しゅん功認可の年月日 平成13年6月28日

(2) しゅん功認可を受けた者 北海道

ア氏名又は名称 札幌市中央区北3条西6丁目

イ住 所 北海道知事 堀 達也

ウ代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋 立 区 域

ア位 置 域 浦河郡浦河町荻伏町874番地先の公有水面

イ区 域 次の1の地点から13の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と13の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

1の地点 荻伏漁港漁港原点 (北緯42度11分51秒5761 東経142度39分50秒5417、X = -200,105.358 Y = 34,189,602) から方向角160度05分24秒の方向249.45mの地点

2の地点 1の地点から方向角139度17分57秒の方向0.50mの地点

3の地点 2の地点から方向角229度05分15秒の方向23.26mの地点

4の地点 3の地点から方向角227度59分32秒の方向8.26mの地点

5の地点 4の地点から方向角262度57分33秒の方向22.76mの地点

6の地点 5の地点から方向角262度19分06秒の方向26.39mの地点

7の地点 6の地点から方向角262度39分12秒の方向15.71mの地点

8の地点 7の地点から方向角263度08分58秒の方向14.50mの地点

9の地点 8の地点から方向角262度01分40秒の方向12.83mの地点

10の地点 9の地点から方向角263度17分48秒の方向15.67mの地点

11の地点 10の地点から方向角325度45分03秒の方向0.56mの地点

12の地点 11の地点から方向角83度00分58秒の方向137.01mの地点

13の地点 12の地点から方向角83度00分58秒の方向137.01mの地点

ウ 面 積 107.49㎡

(4) 免許年月日及び番号 平成12年7月6日 砂防第47-3号指令

(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 浦河町

北海道告示第1193号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決

定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成13年7月6日

都 市 計 画 の 種 類 市町村名 北海道知事 堀 達 也

千歳恵庭圏都市計画通路 千歳市

夕張都市計画土地区画整理事業 夕張市

夕張都市計画観光・交流地区 夕張市

北海道告示第1194号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第2項の

規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課

に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年7月6日

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類

千歳恵庭圏都市計画用途地域 千歳市

千歳恵庭圏都市計画高度利用地区 千歳市

夕張都市計画道路 夕張市

夕張都市計画用途地域 夕張市

夕張都市計画道路 夕張市

夕張都市計画緑地 夕張市

紋別都市計画用途地域 紋別市

紋別都市計画下水道 紋別市

標茶都市計画道路 標茶町

標茶都市計画土地区画整理事業 標茶町

函館圏都市計画駐車場 函館市

函館圏都市計画緑地 函館市

函館圏都市計画ごみ焼却場 上磯町

北海道告示第1195号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画法を認可した。
平成13年7月6日

1(1) 施行者の名称 札幌市

北海道知事 堀 達 也

<p>(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業 (3・4・71号横新道)</p> <p>(3) 事業施行期間 平成13年7月6日から平成18年3月31日まで</p> <p>(4) 事業地 収用の部分 札幌市北区屯田10条1丁目、屯田11条1丁目及び屯田11条2丁目地内</p>	<p>世田谷支店、西永福支店、武蔵関支店、新小岩支店、小石川支店、石神井支店、つつじヶ丘支店、国分寺支店、日野支店、武蔵境支店、東村山支店、小作支店、高尾支店、保谷支店、佐倉支店、千葉駅前支店、大網支店、松戸東支店、市川大野支店、栗橋支店、狭山支店、杉戸支店、北本支店、草加新田支店、東川口支店、豊春支店、横浜中央支店、鶴間支店、鴨居支店、市が尾支店、座間支店、六会支店、生田支店、仙台中支店、名古屋中央支店、御堂筋支店、大阪駅前支店、神戸元町支店及び烏丸通支店</p>
<p>2(1) 施行者の名称 札幌市 札幌圏都市計画道路事業 (3・4・76号水源池通)</p> <p>(2) 事業施行期間 平成13年7月6日から平成18年3月31日まで</p> <p>(3) 事業地 収用の部分 札幌市豊平区西岡3条3丁目、西岡3条4丁目、西岡4条3丁目及び西岡4条4丁目地内</p>	<p>在</p>
<p>北海道告示第1196号 平成10年北海道告示第1942号 (北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正する。 平成13年7月6日</p> <p>2 収納代理金融機関の表中 「中央三井信託銀行株式会社 同」</p> <p>北海道知事 堀 達也</p> <p>道内に所在する店舗並びに東京中央支店、丸ノ内支店、築地支店、馬喰町支店、東虎ノ門支店、神田支店、上野駅前支店、新宿東支店、渋谷中央支店、東池袋支店、池尻支店、西小山支店、西新宿支店、荻窪南口支店、深川支店、赤羽西支店、千住支店、五反田支店、中野北支店、西蒲田支店、阿佐谷北支店、</p>	<p>「中央三井信託銀行株式会社 同」</p> <p>道内に所在する店舗並びに東京中央支店、築地支店、東虎ノ門支店、神田支店、上野駅前支店、新宿東支店、渋谷中央支店、東池袋支店、池尻支店、西小山支店、荻窪南口支店、深川支店、赤羽西支店、千住支店、五反田支店、中野北支店、西蒲田支店、</p>

「阿 寒 町 農 業 協 同 組 合 阿 寒 郡 阿 寒 町 同」を
 「阿 寒 農 業 協 同 組 合 阿 寒 郡 阿 寒 町 同」に
 改める。

公 衆

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決
 定した。

平成13年7月6日

北海道知事 堀 達 也

北海道社会貢献賞	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
市（区）町村名	岩 本 靖 雄	水道事業功労者
苫 小 牧 市	函 館 市 四 辻 祥 悟	同
函 館 市	札 幌 市 南 区 町 田 孝 三	同
由 仁 町	山 崎 茂	同
当 麻 町	石 田 晃 治	同

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川折川、二級河川ホ
 ンベツ川、二級河川歌島川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。
 （「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び小樽土木現業所並びに島牧村役場に備え
 おいて縦覧に供する。）
 平成13年7月6日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川勝納川に係る河川
 整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。
 （「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び小樽土木現業所並びに小樽市役所に備え
 おいて縦覧に供する。）
 平成13年7月6日

北海道知事 堀 達 也

改める。

北海道告示第1197号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次
 のように改正し、平成13年8月1日から施行する。
 平成13年7月6日

2 収納代理金融機関の表中

北海道知事 堀 達 也	同	同	同	同	同
釧 路 市 同	釧 路 市 同	釧 路 市 同	釧 路 市 同	釧 路 市 同	釧 路 市 同
厚 岸 町 同	厚 岸 郡 厚 岸 町 同	厚 岸 郡 厚 岸 町 同	厚 岸 郡 厚 岸 町 同	厚 岸 郡 厚 岸 町 同	厚 岸 郡 厚 岸 町 同
「厚 岸 町 農 業 協 同 組 合」を	厚 岸 郡 厚 岸 町 同	厚 岸 郡 厚 岸 町 同	厚 岸 郡 厚 岸 町 同	厚 岸 郡 厚 岸 町 同	厚 岸 郡 厚 岸 町 同

において縦覧に供する。) 平成13年7月6日

北海道知事 堀 達 也

河川法 (昭和39年法律第167号) 第16条第1項の規定により、二級河川波恵川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

(「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び室蘭土木現業所並びに門別町役場に備えて縦覧に供する。) 平成13年7月6日

北海道知事 堀 達 也

河川法 (昭和39年法律第167号) 第16条第1項の規定により、二級河川乳呑川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

(「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び室蘭土木現業所並びに浦河町役場に備えて縦覧に供する。) 平成13年7月6日

北海道知事 堀 達 也

河川法 (昭和39年法律第167号) 第16条第1項の規定により、二級河川上古丹川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

(「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び函館土木現業所並びに大成町役場に備えて縦覧に供する。) 平成13年7月6日

北海道知事 堀 達 也

収 入 報 告

北海道網走支庁告示第11号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 附則第4項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年7月6日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 紋別郡遠軽町学田2丁目9番2、9番3

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 紋別郡上湧別町字北兵村1区603の2 天野食品工業 有限会社 代表取締役 天野 光広
- 3 開発許可年月日及び番号 平成12年9月20日 網走指第12-7号

支 庁 公 告

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の届出があったので、平成13年6月1日以降無効とした。

平成13年7月6日

北海道檜山支庁長 伊 藤 満

免税証の種類	記号及び番号	枚数	業種	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証交付支庁名
100円券	G1017975	1	漁	H13.4.10	瀬棚郡瀬棚町本町118	北海道
200円券	H05022226	1	船	H13.6.30	株式会社 山秀瀬澤商店	北海道

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第18号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年7月6日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 全身用コンピュータ断層撮影装置 1式
イ デジタルX線テレビ装置 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日
ア 全身用コンピュータ断層撮影装置 平成14年3月25日
イ デジタルX線テレビ装置 平成13年11月30日
- (4) 納入場所 札幌医科大学が別途指示する場所

<p>2 入札に参加する者に必要な資格次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はあらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成13年7月6日から8月1日まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課会計室</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課会計室</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟会議室2（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課会計室）</p> <p>(2) 入札日時 ア 全身用コンピュータ断層撮影装置 平成13年8月14日 午前10時 （郵送による場合は、平成13年8月13日までに必着） イ デジタルX線テレビ装置 平成13年8月14日 午前10時30分 （郵送による場合は、平成13年8月13日までに必着）</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p>	<p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 札幌医科大学事務局総務課会計室</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課会計室</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2155</p> <p>(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>
--	---

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured :
 - a. Multi Slice Computed Tomography System 1 set
 - b. Digital Radiography System 1 set
- B. Date and time for tender
 - a. Multi Slice Computed Tomography System
 - 10:00 A. M, August, 14, 2001.
 - (If mailed, bids must arrive no later than August, 13.)
 - b. Digital Radiography System
 - 10:30 A. M, August, 14, 2001.
 - (If mailed, bids must arrive no later than August, 13.)

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Office, Administration,
Sapporo Medical University,
Mirami 1-jo Nishi17-cho, Chuo-ku,Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan.
Phone : 011-611-2111 Ext. 2155

道札幌中央道税事務所公告

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の届出があったので、平成13年6月17日以降無効とした。

平成13年7月6日

北海道札幌中央道税事務所長 小山 収

免税証の種類	記号及び番号	枚数	業種	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証交付事務所名
1 ^{リテ} 券	A0384496 A0384500	5				
5 ^{リテ} 券	B0052424	1				

10 ^{リテ} 券	C1093071 C1093072	2	船	H13. 4. 3 H13. 6. 30	室蘭市絵鞆町4丁目 株式会社 エンルムマリー ナ室蘭	北海道 札幌中央 道税事務所
100 ^{リテ} 券	G0999693 G0999701	9				
200 ^{リテ} 券	H0495498	1				

道立アイヌ民族文化研究センター告示

北海道立アイヌ民族文化研究センター告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年7月6日

北海道立アイヌ民族文化研究センター所長 谷 本 一 之

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成13年度において北海道立アイヌ民族文化研究センターが締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年7月6日に一般競争入札の公告を行うパーソナルコンピュータ等

(2) 資 格 パーソナルコンピュータ等
「資格」という。）

(3) 物品等の種類 パーソナルコンピュータ等

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成13年7月6日直前の納期限までの道税を滞納していないこと。

(5) 平成13年7月6日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

- 3 資格要件の特例
 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するとき、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。
- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 4 資格審査の申請の時期
 (1) 申請の時期
 資格審査の申請は、平成13年7月6日から13日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法
 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道立アイヌ民族文化研究センター総務課
 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階
- 5 資格審査の再申請
 (1) 再申請の事由
 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもののうち中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもののうち企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 (1) 資格の有効期間
 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新

- 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。
- 北海道立アイヌ民族文化研究センター告示第2号**
 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 平成13年7月6日
- 北海道立アイヌ民族文化研究センター所長 谷 本 一 之
- 1 入札に付する事項
 (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量
 パーソナルコンピュータ等 一式
 (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間
 平成13年8月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成16年7月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所
 北海道立アイヌ民族文化研究センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 平成13年北海道立アイヌ民族文化研究センター告示第1号に規定するパーソナルコンピュータ等一の賃貸借契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階
 北海道立アイヌ民族文化研究センター総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階
 北海道立アイヌ民族文化研究センター会議室
- (2) 入札日時 平成13年7月19日（木）午前10時
 (3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
 入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階
 北海道立アイヌ民族文化研究センター総務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

第1277号

解 説 公 報

7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道立アイヌ民族文化研究センター総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0001
北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階
電話番号 011 - 272 - 8801

(4) この公告の内容は予定であり、変更することも有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立アイヌ民族文化研究センター告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年 7月 6日

北海道立アイヌ民族文化研究センター 所長 谷 本 一 之
1 資格及び調達をする役務の種類
平成13年度において北海道立アイヌ民族文化研究センターが締結しようとする(1)に定め

る契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年7月6日に一般競争入札の公告を行う複写サービス供給契約

(2) 資 格 の 種 類 複写サービス供給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 複写サービス供給

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成13年7月6日直前の納期限までの道税を滞納していないこと。

(5) 平成13年7月6日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するとき、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期

(1) 申 請 の 時 期
資格審査の申請は、平成13年7月6日から13日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立アイヌ民族文化研究センター総務課
イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階

5 資 格 審 査 の 再 申 請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもので中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもので

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したものである

(2) 再申請の方法
再申請をしようとする者は、4の2の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新
資格は1の1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立アイヌ民族文化研究センター告示第4号
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成13年7月6日

北海道立アイヌ民族文化研究センター所長 谷 本 一 之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 調達をする役務の名称
複写サービス供給

イ 調達をする役務の年間予定数量
72,000枚（月平均6,000枚）

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間
平成13年8月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成16年7月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 履行場所
北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階
北海道立アイヌ民族文化研究センター

2 入札に参加する者に必要な資格
平成13年北海道立アイヌ民族文化研究センター告示第3号に規定する複写サービス供給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階
北海道立アイヌ民族文化研究センター

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階
北海道立アイヌ民族文化研究センター会議室

(2) 入札日時 平成13年7月19日（木）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金
入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 5階
北海道立アイヌ民族文化研究センター総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法
すべての区分に応じた複写サービスの1枚当たりの入札金額が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって、入札書記載の入札総価額（各区分における入札金額にそれぞれの子定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要件

10 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

第1277号

報

公

買

換

北

旭川土木現業所告示

北海道旭川土木現業所告示第2号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成13年7月6日

北海道旭川土木現業所長 須 藤 靖 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

工 事 名 道道夕張新得線道路改良（赤岩トンネル）工事

工 事 概 要 延長 L=2,114.64m

車道幅員 9.5m

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による

(3) 契 約 期 間 契約締結の翌日から平成18年3月24日まで

(4) 履 行 場 所 北海道勇払郡占冠村

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する一般土木工事の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあつてはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあつてはイの要件をすべて満たしていること。

ア 単体企業の要件

(ア) 2の(1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,000点以上であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて4年以上当該建設業を営んでいること。

(ウ) 過去10年間（平成3年度以降）に、NATM工法による内空断面50m²以上、延長700m以上の道路トンネル工事及び凍結対策を伴った道路トンネル工事を元請けとして施工した実績を有すること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

(エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。
(オ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
(カ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 特定建設工事共同企業体の要件

(ア) 特定建設工事共同企業体は、アの(エ)及び(カ)の要件をすべて満たしていること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2の(1)及び(2)並びに(3)のアの(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の要件をすべて満たしていること。

(ウ) 構成員の数は、2者又は3者であること。

(エ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

(オ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

(カ) 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成13年7月6日（金）から16日（月）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道旭川市永山6条19丁目303番地
北海道上川支庁合同庁舎3階

<p>北海道旭川土木現業所 企画総務部工事契約課 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 4121</p>	<p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道旭川土木現業所 企画総務部工事契約課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道旭川土木現業所 企画総務部工事契約課 北海道旭川土木現業所入札室 北海道旭川土木現業所入札室 (郵送による場合は、郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道旭川土木現業所 企画総務部工事契約課)</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成3年8月23日(木) 午前10時 (郵送による場合は、必着)</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金 (1) 入 札 保 証 金 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。 イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 なお、共同企業体の場合にあつては、構成員の1者以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。 (2) 契 約 保 証 金 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、</p>
--	--

<p>又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。 ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 7 同種工事の調達に関する事項 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道旭川土木現業所企画総務部工事契約課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。 (2) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り</p>
